

## 令和6年度の研究活動における利益相反管理に関するQ & A

令和6年1月23日

項目	Q	A
1. 利益相反管理の対象者	利益相反管理の対象者を教えてください。	<p>■ 令和6年度の研究開発計画書の参加者リストに掲載されている者全員（研究開発代表者、研究開発分担者、研究参加者）です。</p>
2. 報告の対象者	利益相反管理の報告対象者を教えてください。	<p>■ 令和6年度の研究開発計画書の参加者リストに掲載されている者全員（研究開発代表者、研究開発分担者、研究参加者）です。</p>
3. 報告の時期	利益相反管理状況の報告時期を教えてください。	<p>■ 令和6年度の委託契約又は補助金交付に係る利益相反管理状況報告は、各年度終了後又は委託契約及び補助金交付終了後61日以内に報告して下さい。 (例：令和7年3月31日終了の場合は、令和7年5月31日までに報告して下さい。)</p> <p>■ なお、報告書のファイル名は、指定されたファイル名として下さい。 <b>(「令和〇年度 利益相反管理の結果について(機関名_20××年××月××日)」として下さい。)</b></p>
4. 報告の方法	<p>令和6年度以降の報告の方法はどのように変わるのでしょうか。</p> <p>報告の取りまとめ単位は、研究課題毎ですが、それとも、AMEDとの契約毎ですか。</p>	<p>■ 令和5年度までは各研究者等の利益相反管理状況について報告を求めていました。令和6年度以降は、研究機関が行う利益相反管理の結果のみをAMEDに報告して下さい。</p> <p>■ 契約毎に取りまとめて提出して下さい。</p> <p>■ AMEDと直接契約関係のない再委託先の研究者等の管理状況は、AMEDと直接契約関係にある委託元の研究機関が取りまとめて報告して下さい。なお、管理状況の報告様式の2頁目にある、「(別添) 令和●年度利益相反管理 完了課題リスト」については、委託元の事業名、課題名、課題管理番号、研究開発代表者の所属・氏名のみを記載して下さい。再委託先の当該情報の記載は不要です。</p>
5. 再委託先の報告	委託先研究機関は再委託先研究機関の利益相反管理状況を取りまとめた上でAMEDに報告する必要があるとのことですが、再委託先研究機関はAMEDに直接報告する必要はないとの理解で正しいですか。	<p>■ 再委託先の研究機関は、管理状況を委託元の研究機関に対して報告して下さい（再委託先から委託元への報告様式は定めておりません。）委託元が、AMEDに報告することになっていますので、再委託先の研究機関からAMEDに直接報告する必要はありません。</p>